

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例
の一部を改正する政令案要綱

1. 国が、売買、貸借、請負その他の契約を締結する際に、指名競争に付し、又は随意契約によることができる場合に係る金額を引き上げることとする。（予算決算及び会計令第94条第1項及び第99条第2号～第7号関係）
2. 契約書の作成を省略することができる契約の範囲を拡大することとする。（予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号関係）
3. その他所要の規定の整備を行うこととする。
4. この政令は、令和7年4月1日から施行することとする。
（附則第1項関係）
5. この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとする。
（附則第2項関係）

政令第九十三号

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項及び第二十九条の八第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項第一号中「五百万円」を「八百万円」に改め、同項第二号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同項第四号中「百万円」を「二百万円」に改め、同項第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第六号中「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

第九十九条第二号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第三号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第四号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第六号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号中「百万円」を「二百万円」

に改める。

第百条の二第二項第一号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第二条 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第十四号までを三号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた公告その他の国による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの政令による改正前の予算決算及び会計令第百条の二第二項第一号に規定する一般競争契約又は指名競争

契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

理 由

最近における国の契約の実情に鑑み、指名競争に付し、又は随意契約によることができる場合に係る金額を引き上げるとともに、契約書の作成を省略することができる契約の範囲を拡大する等の必要があるからである。

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ○	予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）	．．．．．	1
○ ○	予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（抄）	．．．．．	5

改 正 案	現 行
（指名競争に付することができる場合） 第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができるときは、次に掲げる場合とする。 - 一 予定価格が<u>八百万円</u>を超えない工事又は製造をさせるとき。 - 二 予定価格が<u>五百万円</u>を超えない財産を買い入れるとき。 - 三 予定賃借料の年額又は総額が<u>三百万円</u>を超えない物件を借り入れるとき。 - 四 予定価格が<u>二百万円</u>を超えない財産を売り払うとき。 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が<u>百万円</u>を超えない物件を貸し付けるとき。 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が<u>三百五十万円</u>を超えないものをするとき。 2 随意契約に付することができる場合には、指名競争に付することを妨げない。 （随意契約に付することができる場合） 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。	（指名競争に付することができる場合） 第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができるときは、次に掲げる場合とする。 - 一 予定価格が<u>五百万円</u>を超えない工事又は製造をさせるとき。 - 二 予定価格が<u>三百万円</u>を超えない財産を買い入れるとき。 - 三 予定賃借料の年額又は総額が<u>百六十万円</u>を超えない物件を借り入れるとき。 - 四 予定価格が<u>百万円</u>を超えない財産を売り払うとき。 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が<u>五十万円</u>を超えない物件を貸し付けるとき。 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が<u>二百万円</u>を超えないものをするとき。 2 随意契約に付することができる場合には、指名競争に付することを妨げない。 （随意契約に付することができる場合） 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。

- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。

十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第百条の二 会計法第二十九条の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が二百五十万円(外国で契約するとき、三百五十万円)を超えないものをするとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

四 第一号に規定するもの以外の随意契約について各省各庁の長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 各省各庁の長は、前項第四号の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 財務大臣は、前項の協議が整ったときは、会計検査院に通知しなければならない。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第百条の二 会計法第二十九条の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が百五十万円(外国で契約するとき、二百万円)を超えないものをするとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

四 第一号に規定するもの以外の随意契約について各省各庁の長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 各省各庁の長は、前項第四号の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 財務大臣は、前項の協議が整ったときは、会計検査院に通知しなければならない。

改正案	現行
第五条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十九条の三第五項の規定により、他の法令に定めるもののほか、次に掲げる場合においては、随意契約に よることができる。 一 法令による価格の額の指定のある場合における当該物品の買入若しくは は売払、法令による賃貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸 付若しくは借入又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当 該物品の加工について契約をなすとき （削る） （削る） （削る） 二 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた船舶（徴備よされてい	第五条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十九条の三第五項の規定により、他の法令に定めるもののほか、次に掲げる場合においては、随意契約に よることができる。 一 法令による価格の額の指定のある場合における当該物品の買入若しくは は売払、法令による賃貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸 付若しくは借入又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当 該物品の加工について契約をなすとき 二 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により普通 財産となつたものと並びに普通財産で連合国軍又は駐留軍からの返還又は 取得に係るもののうち不動産及びその附属設備であつて、予定賃貸料の 年額又は総額が五十万円を超えないものの貸付をなすとき 三 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により普通 財産となつた船舶、機械及び器具、旧軍需省に属していた機械及び器具 で国有財産法施行前に物品として各省各庁の長に移換されたものと並びに 返還物品をこれに特別の縁故がある者に売払又は貸付をなすとき 四 海域にある爆薬兵器若しくは弾薬又はその部分品の引揚を政府から許 可された者に対し、そのくず化を条件として当該物件をくずとして売り 払うとき 五 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた船舶（徴備よされてい

た船舶を含む。以下「船舶」という。）又は船舶以外の財産で現に沈没し、又は埋没し若しくは水没しているものを、それぞれ、当該財産の管理官庁の承認を受けて、その現状を調査した引揚業者又はその現状を調査した者に売り払うとき

三| 旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四条第一項に規定する旧軍用財産を同法第二条に規定する旧軍港市転換計画の実現に寄与するような用途に供する者に対し、当該財産を売り払うとき

四| 国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券に係る取引価格を著しく変動させ、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）を混乱させるおそれがある場合において、その売払いをするとき

五| 国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券を発行した法人の経営の安定を阻害するおそれがある場合において、その有価証券を当該法人並びに当該法人の株主、役員及び従業員その他当該法人と特別の縁故関係がある者に売り払うとき

六| 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条に規定する飼料需給計画を実施するため、急速に輸入飼料を買い入れる必要がある場合において直接に輸入業者から輸入飼料を買い入れるとき

七| 国会議事堂の周辺地域において都市計画において定められた重要な道路の新設又は改築が行なわれるのに伴い国会に相当数の議席を有する政党が国会における政治活動の便に資するため当該地域に設置している本部の施設を移転する必要がある場合において、当該地域において当該

た船舶を含む。以下「船舶」という。）又は船舶以外の財産で現に沈没し、又は埋没し若しくは水没しているものを、それぞれ、当該財産の管理官庁の承認を受けて、その現状を調査した引揚業者又はその現状を調査した者に売り払うとき

六| 旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四条第一項に規定する旧軍用財産を同法第二条に規定する旧軍港市転換計画の実現に寄与するような用途に供する者に対し、当該財産を売り払うとき

七| 国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券に係る取引価格を著しく変動させ、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）を混乱させるおそれがある場合において、その売払いをするとき

八| 国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券を発行した法人の経営の安定を阻害するおそれがある場合において、その有価証券を当該法人並びに当該法人の株主、役員及び従業員その他当該法人と特別の縁故関係がある者に売り払うとき

九| 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条に規定する飼料需給計画を実施するため、急速に輸入飼料を買い入れる必要がある場合において直接に輸入業者から輸入飼料を買い入れるとき

十| 国会議事堂の周辺地域において都市計画において定められた重要な道路の新設又は改築が行なわれるのに伴い国会に相当数の議席を有する政党が国会における政治活動の便に資するため当該地域に設置している本部の施設を移転する必要がある場合において、当該地域において当該

移転に係る施設を設置するため必要な土地又は建物を当該政党に売り払い、又は貸し付けるとき

八 公共用、公用又は公益事業の用に供する土地を取得するため、公共団体又は事業者が当該土地の所有者に対し当該土地に代わるべき土地を提供する必要があると認められる場合において、当該公共団体又は事業者に対し当該代わるべき土地として必要な土地を直接に売り払うとき

九 単独で利用することが困難な土地の隣接地の所有者が当該隣接地を信託した受託者に対し当該単独で利用することが困難な土地を信託するとき、又は賃借権その他の土地を使用する権利を有する者が当該権利を信託した受託者に対し当該権利の目的となつてゐる土地を信託するとき

十 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。）の一部の立木の伐採に際し、残余の立木の保護その他当該国有林野の保護上伐採に特殊の技術を必要とする場合において、当該国有林野の立木を直接にその特殊の技術を有する者に売り払うとき

十一 国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二の契約をあらかじめ公示した予定価格をもつて締結するとき

② 前項の場合においては、各省各庁の長は、予め財務大臣に協議しなければならぬ。但し、前項第一号に該当する場合は、この限りでない。

移転に係る施設を設置するため必要な土地又は建物を当該政党に売り払い、又は貸し付けるとき

十一 公共用、公用又は公益事業の用に供する土地を取得するため、公共団体又は事業者が当該土地の所有者に対し当該土地に代わるべき土地を提供する必要があると認められる場合において、当該公共団体又は事業者に対し当該代わるべき土地として必要な土地を直接に売り払うとき

十二 単独で利用することが困難な土地の隣接地の所有者が当該隣接地を信託した受託者に対し当該単独で利用することが困難な土地を信託するとき、又は賃借権その他の土地を使用する権利を有する者が当該権利を信託した受託者に対し当該権利の目的となつてゐる土地を信託するとき

十三 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。）の一部の立木の伐採に際し、残余の立木の保護その他当該国有林野の保護上伐採に特殊の技術を必要とする場合において、当該国有林野の立木を直接にその特殊の技術を有する者に売り払うとき

十四 国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二の契約をあらかじめ公示した予定価格をもつて締結するとき

② 前項の場合においては、各省各庁の長は、予め財務大臣に協議しなければならぬ。但し、前項第一号に該当する場合は、この限りでない。

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）	1
○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）	1

○ 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）
第二十九条の三 （略）

②（略）

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

② （略）

○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）
（各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格）

第七十二条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2（略）